

平成 16 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 富 士 通 ゼ ネ ラ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 石 侑 弘
(コード番号 6755 東証第 1 部 / 大証第 1 部 / 名証)
問 合 せ 先 総 務 ・ 法 務 部 長 川 内 幸 治
(T E L . 0 4 4 - 8 6 1 - 7 6 2 7)

2009 年満期円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 3 月 8 日開催の取締役会において、2009 年 3 月 31 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

- | | |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 社 債 の 名 称 | 株式会社富士通ゼネラル 2009 年 3 月 31 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） |
| 2. 社 債 の 発 行 価 額 | 本社債の額面金額の 101.0%（各本社債額面金額 1,000 万円） |
| 3. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 無償とする。 |
| 4. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 の 算 定 理 由
(無 償 の 理 由) | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権は消却されるなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、下記 7.(3)記載のとおり決定される当初転換価額を前提とした本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に利息を付さないこと、その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。 |
| 5. 払 込 期 日 | 2004 年 3 月 25 日（チューリッヒ時間。以下別段の表示のない限り同じ。） |
| 6. 募 集 に 関 する 事 項 | |
| (1) 募 集 の 方 法 | Mizuho Bank (Switzerland) Ltd（以下「Mizuho Bank」という。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除く。）における募集 |
| (2) 発 行 価 格 (募 集 価 格) | 本社債の額面金額の 103.5% |

ご注意： この文章は当社の 2009 年 3 月 31 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する英文目論見書をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。
また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

7. 新株予約権に関する事項

- (1) 新株予約権の
目的たる株式の
種類及び数

種類
当社普通株式
数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」と総称する。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の転換価額で除して得られる数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切捨て、原則として現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

- (2) 新株予約権の総数
(3) 行使時の払込金額
及び転換価額
(4) 新株の発行価額中
の資本組入れ額
(5) 行使請求期間
(6) 行使の条件
(7) 転換価額等の調整

500個
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役社長大石侑弘が、当社取締役会の授権に基づき、条件決定日に、条件決定日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を下回らない範囲で、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して決定する。
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額に0.5を乗じて得られる額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
2004年4月8日から2009年3月17日の銀行営業終了時（本新株予約権付社債の全部を期限前に償還する場合には、当該償還日の5銀行営業日前）まで
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を発行または処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、当社が保有する当社普通株式を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社の普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

ご注意： この文章は当社の2009年3月31日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する英文目論見書をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- | | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (8) 消却事由及び消却条件 | 本社債の要項に定める一定の場合が生じて本新株予約権付社債が期限前に償還された場合、同時に本新株予約権は無償で消却される。 |
| (9) 行使によって交付された株式の配当起算日 | 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金は、当該行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在3月31日または9月30日に終了する各6か月間をいう。)の期初に株式の発行があったものとみなして、これを支払う。 |
| (10) 新株予約権行使受付代理人 | Mizuho Bank |
| (11) 代用払込に関する事項 | 商法第341条の3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込みがあったものとみなす。 |

8. 社債に関する事項

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|-----------------------------|------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|-----------------------------|------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|
| (1) 本社債の発行総額 | 50億5,000万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 各本社債の額面金額 | 10,000,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 社債の利率 | 利息は付さない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 利払期日及び利払方法 | 該当事項なし。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 償還期限、償還価額及び償還の方法 | <p>満期償還</p> <p>2009年3月31日に、本社債の額面金額の100%で償還する。</p> <p>株式交換・株式移転による繰上償還</p> <p>当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを日本国商法の規定に基づき当社の株主総会で決議した場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前通知を行うことにより、2004年3月31日以降、残存本社債の全部を当該残存本社債の元本に対する次の割合で償還することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td>2004年3月31日以降2004年9月29日までの償還</td> <td>102 1/2%</td> </tr> <tr> <td>2004年9月30日以降2005年3月30日までの償還</td> <td>102 1/4%</td> </tr> <tr> <td>2005年3月31日以降2005年9月29日までの償還</td> <td>102%</td> </tr> <tr> <td>2005年9月30日以降2006年3月30日までの償還</td> <td>101 3/4%</td> </tr> <tr> <td>2006年3月31日以降2006年9月29日までの償還</td> <td>101 1/2%</td> </tr> <tr> <td>2006年9月30日以降2007年3月30日までの償還</td> <td>101 1/4%</td> </tr> <tr> <td>2007年3月31日以降2007年9月29日までの償還</td> <td>101%</td> </tr> <tr> <td>2007年9月30日以降2008年3月30日までの償還</td> <td>100 3/4%</td> </tr> <tr> <td>2008年3月31日以降2008年9月29日までの償還</td> <td>100 1/2%</td> </tr> <tr> <td>2008年9月30日以降2009年3月30日までの償還</td> <td>100 1/4%</td> </tr> </table> | 2004年3月31日以降2004年9月29日までの償還 | 102 1/2% | 2004年9月30日以降2005年3月30日までの償還 | 102 1/4% | 2005年3月31日以降2005年9月29日までの償還 | 102% | 2005年9月30日以降2006年3月30日までの償還 | 101 3/4% | 2006年3月31日以降2006年9月29日までの償還 | 101 1/2% | 2006年9月30日以降2007年3月30日までの償還 | 101 1/4% | 2007年3月31日以降2007年9月29日までの償還 | 101% | 2007年9月30日以降2008年3月30日までの償還 | 100 3/4% | 2008年3月31日以降2008年9月29日までの償還 | 100 1/2% | 2008年9月30日以降2009年3月30日までの償還 | 100 1/4% |
| 2004年3月31日以降2004年9月29日までの償還 | 102 1/2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2004年9月30日以降2005年3月30日までの償還 | 102 1/4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005年3月31日以降2005年9月29日までの償還 | 102% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2005年9月30日以降2006年3月30日までの償還 | 101 3/4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2006年3月31日以降2006年9月29日までの償還 | 101 1/2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2006年9月30日以降2007年3月30日までの償還 | 101 1/4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2007年3月31日以降2007年9月29日までの償還 | 101% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2007年9月30日以降2008年3月30日までの償還 | 100 3/4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2008年3月31日以降2008年9月29日までの償還 | 100 1/2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2008年9月30日以降2009年3月30日までの償還 | 100 1/4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

ご注意： この文章は当社の2009年3月31日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する英文目論見書をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

上場廃止等を理由とする繰上償還

当社が普通株式の東京証券取引所もしくは同株式が上場されているその他の日本国内の証券取引所における上場および（登録されている場合は）日本証券業協会における登録を廃止することを取締役会における決議により決定した場合、当社は本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以下の事前通知を行うことにより、2004 年 3 月 31 日以降、当該上場廃止および登録廃止の効力発生日前に残存本社債の全部を当該残存本社債の元本に対する次の割合で償還することができる。

2004 年 3 月 31 日以降 2004 年 9 月 29 日までの償還	102 1/2%
2004 年 9 月 30 日以降 2005 年 3 月 30 日までの償還	102 1/4%
2005 年 3 月 31 日以降 2005 年 9 月 29 日までの償還	102%
2005 年 9 月 30 日以降 2006 年 3 月 30 日までの償還	101 3/4%
2006 年 3 月 31 日以降 2006 年 9 月 29 日までの償還	101 1/2%
2006 年 9 月 30 日以降 2007 年 3 月 30 日までの償還	101 1/4%
2007 年 3 月 31 日以降 2007 年 9 月 29 日までの償還	101%
2007 年 9 月 30 日以降 2008 年 3 月 30 日までの償還	100 3/4%
2008 年 3 月 31 日以降 2008 年 9 月 29 日までの償還	100 1/2%
2008 年 9 月 30 日以降 2009 年 3 月 30 日までの償還	100 1/4%

税制上の理由による償還

当社が下記(7) に基づき追加額支払いの義務が発生したことまたは本社債に関する次回の支払いに関し追加額支払いの義務が発生しうることを Mizuho Bank に了解させた場合、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以下の事前通知を行うことにより、2004 年 3 月 31 日以降、いつでも残存本社債の全部を当該残存本社債の元本に対する次の割合で償還することができる。

2004 年 3 月 31 日以降 2004 年 9 月 29 日までの償還	102 1/2%
2004 年 9 月 30 日以降 2005 年 3 月 30 日までの償還	102 1/4%
2005 年 3 月 31 日以降 2005 年 9 月 29 日までの償還	102%
2005 年 9 月 30 日以降 2006 年 3 月 30 日までの償還	101 3/4%
2006 年 3 月 31 日以降 2006 年 9 月 29 日までの償還	101 1/2%
2006 年 9 月 30 日以降 2007 年 3 月 30 日までの償還	101 1/4%
2007 年 3 月 31 日以降 2007 年 9 月 29 日までの償還	101%
2007 年 9 月 30 日以降 2008 年 3 月 30 日までの償還	100 3/4%
2008 年 3 月 31 日以降 2008 年 9 月 29 日までの償還	100 1/2%
2008 年 9 月 30 日以降 2009 年 3 月 30 日までの償還	100 1/4%

本新株予約権付社債の所持人の買取請求権（プットオプション）

本新株予約権付社債の所持人は、2007 年 3 月 1 日から 2007 年 3 月 14 日までの間に、Mizuho Bank に対して取消不能の行使請求書を本新株予約権付社債券と共に預託することにより、2007 年 3 月 30 日に、本社債を額面金額の 100% にて当社に買取らせることができる。

ご注意： この文章は当社の 2009 年 3 月 31 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する英文目論見書をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。
また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

買入消却

当社または当社の子会社は、スイス国立銀行の規則に従い、Mizuho Bank を通じて、いつでもいかなる価格でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社または当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のため Mizuho Bank に提出することができ、Mizuho Bank は、提出された本新株予約権付社債を直ちに消却するものとする。

債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債に関する支払い義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Mizuho Bank が残存本社債の債務不履行宣言の通知をした場合には、一定の場合を除き、当該通知を受領してから 15 日後に残存本社債の全部につき額面金額で償還しなければならない。

(6) 社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）とする。

(7) 特約

追加額の支払

本社債に関する支払につき、現在または将来において日本のまたは日本国内の課税当局により租税公課を控除することが要請された場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、日本国内非居住者または外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対する当該控除後の支払金額が当該控除を行わなかった場合の支払金額に等しくなるように追加額を支払う。

担保権制限条項

当社は、本社債が残存する限り、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、現在または将来の外債または外債に対する保証、補償、その他類似の債務につき、その所持人のために、当社の現在または将来の資産または収入に対して質権、抵当権その他の担保権を設定しない。ただし、担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも及び場合、または本社債の所持人に対し Mizuho Bank が当該担保より不利でないともみずか、本社債の所持人が特別決議で承認したその他の担保または保証が提供される場合はこの限りではない。

上記の「外債」とは、ボンド、ノート、ディベンチャー（日本法上の「社債」と分類されるもので表示の満期がその発行から 1 年を超えるもの）によって化体され、またはそれによって表章される当社または他の者の負債であって、（ ）日本円以外の通貨建または（ ）日本円建で当初の元本総額の 50% 超が当社もしくは（場合に応じ）かかる他の者により、またはその同意を得て、日本国外で募集もしくは販売されるものをいう。

(8) 支払代理人

Mizuho Bank

9. 上場申請の有無

本新株予約権付社債は、証券取引所に上場されない。

ご注意： この文章は当社の 2009 年 3 月 31 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する英文目論見書をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご参考)

1. 資金使途

- (1) 調達資金の使途
当社の借入金返済および設備投融資資金に充当する予定であります。
- (2) 前回調達資金の使途の変更
該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し
金融収支の改善と重点事業を主とする設備投融資を行うことにより、競争力向上による収益の安定化が見込まれます。また株式への転換による株主資本の充実を通じた財務体質の強化により、企業としての信頼度が向上するものと考えております。

2. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針
利益配分につきましては、グループ全体としての企業体質の強化、将来の事業展開に備えるための内部留保、ならびにフリー・キャッシュ・フローの継続性等を総合的に勘案して決定することとしております。
- (2) 配当決定に当たっての考え方
上記方針に基づき、事業環境ならびに業績等を勘案して決定しております。
- (3) 内部留保資金の使途
内部留保資金につきましては、財務体質の一層の充実ならびに将来の事業展開資金として有効に活用してまいります。
- (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株当たり当期純利益	16.17円	57.52円	45.38円
1株当たり年間配当金	5.00円	-	-
実績配当性向	30.9%	-	-
株主資本当期純利益率	8.2%	27.9%	24.5%
株主資本配当率	2.4%	-	-

- (注) 1. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値です。
2. 株主資本配当率は、年間配当総額を株主資本(期末)で除した数値です。
3. 平成14年3月期から自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たり当期純利益の計算については、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
4. 平成15年3月期から、1株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

ご注意： この文章は当社の2009年3月31日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する英文目論見書をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。
また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	645 円	520 円	273 円	190 円
高 値	865 円	595 円	410 円	414 円
安 値	475 円	208 円	101 円	190 円
終 値	521 円	271 円	199 円	414 円
株価収益率	32.2 倍	- 倍	- 倍	- 倍

(注) 1. 平成16年3月期の株価等については、平成16年3月5日現在で記載しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 平成14年3月期及び平成15年3月期の株価収益率は、当期純損失のため記載しておりません。

以 上

ご注意： この文章は当社の2009年3月31日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する英文目論見書をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。
また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。